

## 平成 24 年度第 1 回千葉競輪場開催業務等包括委託審査委員会議事録

1. 日 時 平成 24 年 10 月 31 日（水）午後 2 時 0 0 分～

2. 場 所 千葉競輪場 4 階 多目的室

3. 出席者

(1) 委員

森清春委員(委員長)、白土智一委員(委員長代理)、市原伸一委員、  
藤本明美委員、山本寛委員

(2) 事務局

皆川経済部長、鎗木公営事業事務所長、山崎主幹、時田所長補佐、  
村井総務係長、長岡事業係長、齋藤主任主事

4. 議題

(1) 委員の選出について

(2) 受託候補事業者選定方法の決定について

(3) 千葉競輪場開催業務等包括委託公募要領に関する事項について

(4) 千葉競輪場開催業務等包括委託公募選考基準に関する事項について

5. 議事の概要

(1) 委員の選出について

千葉競輪場開催業務等包括委託審査委員会設置条例第 4 条第 2 項の規定に基づき、委員の互選により、森委員を委員長に、白土委員を委員長代理に選出した。

(2) 受託候補事業者選定方法の決定について

受託候補事業者選定方法について、公募型プロポーザル方式を採用し、提出された企画提案書について審査を行い、最優秀提案事業者を受託候補事業者として選定する。その後、受託候補事業者と契約内容について協議の上、双方が合意に至った場合、随意契約を締結する。

(3) 千葉競輪場開催業務等包括委託公募要領に関する事項について

千葉競輪場開催業務等包括委託公募要領（案）の説明を事務局より行い、審議を行った。

(4) 千葉競輪場開催業務等包括委託公募選考基準に関する事項について

公募選考基準書の説明を事務局より行い、審議を行った。

6. 会議経過

【主幹】 委員の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより、第 1 回千葉競輪場開催業務等包括委託審査委員会を開会いたします。申しおりましたが、私は、本日の進行を務めさ

させていただきます、千葉市公営事業事務所、主幹の山崎と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議でございますが、委員総数5名のうち5名の皆様に出席をいただいておりますので、本会議が成立していることをご報告いたします。

また、委員の皆様既にご了承いただいておりますが、本選定委員会は、千葉市の附属機関であるため、千葉市情報公開条例第25条により公開となりますが、包括委託契約により、委託業者を募集する委員会において、公募要領等を審査する際に公開にして詳細な配点等が明らかになると、高い配点に重点を置いた提案の作為がなされるなど、審査の本質が損なわれる可能性があります。よって、より適正な選定を実施するため、公募要領等の説明をする際は、非公開としたいと思います。また、2月上旬に行います受託候補事業者選定の委員会の際も、審議過程で法人等の不開示情報を取り扱う可能性があるため、非公開としたいと思います。なお、議事録を作成する都合上、録音させていただきますので、ご了承いただきたいと存じます。

それでは、開会に当たりまして、千葉市経済部長の皆川より、ご挨拶申し上げます。

**【経済部長】** 皆さんこんにちは。千葉市の経済部長の皆川でございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。昨日の朝刊、たしか産経新聞で、千葉競輪場は背水の陣だという記事がありました。過去3年間繰出金、つまり、企業で言えば利益です。1,000万円ということで、推計をしたところ、3年後には赤字転落になるというようなこともあって、過去には繰出金、つまり、利益が30億円ぐらいの時代があったんですけれども、今は何とか1,000万円ということで、3年後には赤字転落ということが見えてしまったということで、ほかの競輪場13カ所で行っている包括外部委託を導入して、まさに背水の陣で何とか経営改善あるいは売上のアップ、そういうものを目指したいというふうに考えたところです。

今回、包括外部委託業者に求めることは何かということなんですけれども、5億近い4億台の委託料をその事業者にもず交付します。それは民間で言えば営業費みたいなものです。そういう渡された営業費を使って、どうやって売上をアップするかと。売上をアップしたものについては、その受託業者の収益になります。その受託業者の収益の中から、毎年度1億3,000万円を納付してもらうということで、4億何がしの委託料をその事業者にお支払いをして、それでいろいろな販促活動をしてもらって、特別な売上を上げてもらおうと。上がったものはその事業者の取り分で、そこから1億3,000万円を毎年納付してもらおうと。その1億3,000万円は、実はこの千葉市の競輪場は国から4万4,000㎡のうちの3万㎡を借りていますので、その賃借料が1億1,600万相当ですから、それも含めて1億3,000万円というのを競輪事業特別会計から一般会計に繰り出したいと、そういうことでそういう条件をつけて行うものであります。

皆様方をお願いしたいことは、今年度2回開催を予定しておりまして、次回は募集をしたその事業者を選んでもらう。委員の任期が2年ということですので、毎年度四半期に1回モニタリングをしたいと思います。我々千葉市と審査委員の皆様方と、それから、その受託会社の3者で進捗状況等を把握してモニタリングをしたいと考えておりますので、2年間ぜひお願いをいたします。特にこの3年間、収益アップにいて、いろいろな

試みを我々はやってきました。我々が考えられる範囲のことは行ってきたんですけれども、限界にきたかなという感がありまして、今回、民間にお願いすることになりましたので、何とぞご理解のほど、審議いただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

【主幹】 本日は第1回目の審査委員会でございますので、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。お手元の委員名簿をごらんください。名簿の順にご紹介させていただきます。

公認会計士、中小企業診断士の市原伸一委員でございます。

【委員】 よろしくお願ひします。

【主幹】 財団法人JKA 企画・施行者対応部次長の白土智一委員でございます。

【委員】 白土です。よろしくお願ひします。

【主幹】 税理士の藤本明美委員でございます。

【委員】 よろしくお願ひします。

【主幹】 社団法人全国競輪施行者協議会 専務理事の森清春委員でございます。

【委員】 森でございます。よろしくお願ひします。

【主幹】 株式会社オニオン新聞社 代表取締役社長の山本寛委員でございます。

【委員】 よろしくお願ひします。

【主幹】 続きまして、事務局職員をご紹介いたします。

皆川経済部長でございます。

【経済部長】 よろしくお願ひします。

【主幹】 鎚木公営事業事務所長でございます。

【公営事業事務所長】 鎚木です。よろしくお願ひします。

【主幹】 時田公営事業事務所長補佐でございます。

【所長補佐】 時田です。よろしくお願ひします。

【主幹】 村井総務係長でございます。

【総務係長】 村井です。よろしくお願ひします。

【主幹】 長岡事業係長でございます。

【事業係長】 長岡です。よろしくお願ひします。

【主幹】 齋藤主任主事でございます。

【主任主事】 齋藤です。よろしくお願ひします。

【主幹】 私、主幹の山崎でございます。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、次第に従い進めさせていただきます。競輪のビギナー向けのビデオの放映をいたしますので、ごらんください。

(ビデオ上映)

【主幹】 次に、次第3の千葉競輪場の現状でございます。現状並びに包括委託に至る経緯等につきまして、資料をもとにご説明いたします。

【公営事業事務所長】 事務局のほうから、お手元にお配りしてございます資料1の千葉競輪場の現状についてと、資料2の平成24年第3回定例会議案説明資料、これにて説明させていただきます。

では、まず表紙をあけていただきまして、「はじめに」というところがございます。

競輪事業は、公営競技の一つとして自転車競技法が昭和 23 年 8 月に施行され、地方財政の健全化を図るほか、自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するために行うこととされている。

当競輪場においては、昭和 24 年 8 月 30 日に全国 11 番目の競輪場として許可を受け、同年 9 月 16 日に第 1 回の千葉市営の開催を行いました。現在まで 63 年間の長きにわたり運営されており、この間、平成 23 年度までに 1 兆 2,559 億円もの車券発売を行い、経済の活性化に寄与するとともに、収益の中から 602 億円を千葉市の一般会計へ繰り出しをし、市財政に大きく貢献してきております。しかしながら、近年の趣味やレジャーの多様化、お客様の高齢化、少子高齢化等に伴い急激な景気の悪化等によりまして、車券発売金額は平成 7 年度の 652 億をピークに年々減少し、平成 14 年には 171 億と 200 億円を割り込み、また、一般会計への繰り出しも、平成 8 年度の 19 億 5,000 万円をピークに減少し、平成 21 年からは一般会計の繰出金は、昨年まで毎年 1,000 万円にとどまっております。

千葉競輪場においては、車券発売金額減少が続く状況から、さらなる経営の合理化と売上浮揚策を講じなければ、近い将来には赤字も懸念されます。このような状況の中で、先ほど部長のほうからもお話ございましたが、平成 25 年度より民間事業者のノウハウを生かし、委託を一体化する民間包括委託を導入するため、この 9 月の第 3 回定例会におきまして、「千葉競輪場開催業務等包括委託審査委員会」を設置し、包括委託業者の公募の検討・選定、及びその後の評価を行うものとします。これにより安定的な事業収益を確保し一般会計への繰り出しを行うことと市財政に貢献するための経営改善を行っていく予定でございます。

次に、1 ページをお開きください。まず、この競輪の仕組みでございます。2 番目の競輪事業の仕組み。この競輪事業につきましては、国の経済産業省の所管の事務事業となっております。経済産業省のほうからの指導・監督等をいただきながら行っております。

最初に J K A ですがこれは競輪振興法人でございまして、この競輪の仕組みですとか、競輪選手になるためには競輪学校とか、そういうところに入らなければいけない。そういったものの運営ですとか、国との調整ですとか、そういうものを行っていただいている団体。また、いわゆる競輪を開催している施行者からの交付金をこちらのほうに納付させていただいて、それを、先ほど申しました、いろいろな社会事業に補助事業として還元をしていただいている団体でございます。

次に、その下に全国競輪施行者協議会、こちらは各競輪場、現在 44 の競輪場がございしますが、これは全て地方公共団体、県、市、村というところが競輪を開催しておりますが、その競輪施行者が会員として組織している団体でございます。例えば各競輪施行者の取りまとめですとか、国への要望、調整、あと関係団体との調整等を行っていただいている団体でございます。

この施行者協議会の右側に自転車競技会というのがございます。これは、競技実施法

人でございまして、競輪を開催するときに、例えば公正なレースの審判ですとか、開催中の選手の管理、あと自転車の車体の検査ですとか、そういったものを一括で管理していただいている団体でございます。

次に、左端の日本競輪選手会でございます。先ほど説明した競輪学校を1年間で卒業すると、晴れて今度は競輪選手となります。競輪選手はそれぞれみんな個人営業でございますが、必ずこの日本競輪選手会、それぞれの各支部がございますので、そこに所属をします。そして、例えば千葉競輪で走るときには、個人個人と施行者との間で契約を結んで、開催中、競輪のレースを走っていただく、そういうような契約を結んでおります。そして、施行者の下に競輪場がございまして、その中から、今度はお客様が車券を購入していただく。そして当たったものに対して払戻しをする。また、左側の地方公共団体金融公庫については、収益が上がった場合については納付しなさいよということに定められております。

次に、2ページでございます。これは売上金の仕組みでございます。これは本場開催、いわゆる競輪場で選手が走る場合、全体を100%と捉えた場合に、まずお客様に払戻金、当たり車券ですね。これが売上の75%が還元されます。そして残りの25%の中で、例えば1億円売れたとしましたら、25%、2,500万の中で、選手賞金ですとか、選手の旅費、あとは場内警備、清掃ですとか、いろいろな開催に伴う委託経費です。それから、開催に伴って働いている従業員ですとか職員の賃金、あと施設の維持管理、また各種交付金ということで、JKA、地方公共団体金融公庫への納付金、全国競輪施行者協議会への分担金、こういったものを納めて、残ったものが競輪場の収益という形になります。

次に、(2)の千葉場で他の開催を発売する場合、例えば、今日、青森競輪場の場外発売を行っています。そうした場合には、払戻金は本場開催、場外発売でも変わりませんので、75%はお客様に還元、残った25%のうち、これはグレードによって違うんですけれども、14.7%というのは、いわゆるGⅢというグレードのクラスの標準なんですけれども、今回、千葉が場外発売していますので、売上に対して14.7%がいただけます。その中から、千葉競輪場で開催に必要ないろいろな経費を支払って、残ったものが収益となります。また、開催場収入というのは、例えば、今日、青森競輪が開催していれば、これは、青森競輪が10.30%、千葉市以外にも例えば10カ所ぐらい場外発売していれば、そういったところから売上の10.30%が全て本場のほうに収入として吸い上げられまして、先ほど本場開催で説明した選手の賞金ですとか、いろいろな開催経費、あと交付金ですとか、そういったものが開催場で支払える、そういう仕組みになっております。

次に、4番の売上金の推移でございます。全国の競輪場の売上の推移は、平成17年度には8,775億円ありましたが、平成23年度には6,230億円まで下がってしまいました。千葉競輪におきましても、平成17年度には159億の売上がありましたが、23年度には129億とかなりの売上が減少しております。

次に、3ページでございます。競輪の開催、基本的には競輪選手が走る開催日数は58日でございますが、この資料につきましては、昨年度の資料でございます。23年3月11日の東日本大震災の関係で4月の開催ができなかった関係で6日間を引きまして52日開催しております。また、他の競輪場の場外発売を240日ほど開催しております。

次に、下の（２）のレースでございます。現在、競輪選手は全国で約 3,000 名近くおります。このピラミッドの表なんですけれども、一番上、G P は、これはグランプリという意味でございます。グランプリというのは、次にある G I という特別競輪がございまして、ここの G I レースの大きな開催が 6 つございます。その優勝者、または 1 年間の賞金ランク上位 9 名、いわゆる特別競輪をとっていけばその資格があるんですけれども、とにかく上位 9 名の方がこの競輪グランプリに出られまして、1 レースで 1 億円の賞金額を掛けるレースでございます。本当に選ばれたレースでございます。

次に、G I、G II という特別開催がございまして、これを合わせると全部で 9 つあるんですけれども、全国の競輪場 44 のうち 9 カ所しかこういうことができません。残りの競輪場については、毎年 G III という記念競輪を開催しております。そのほかに F I、F II という、グレードがちょっと落ちますけれども、そういうような開催がございます。

次に、4 ページでございます。6 番、場外車券売り場、これは、民間の施設会社が車券の発売場として設置したものを、千葉市が各場外発売所、いわゆるサテライトというんですけれども、場外発売をするときに、その施設を借りて場外発売をして、それがかかった費用についてはその施設会社に支払い、また、売上の一部は千葉市の収入になるというものでございます。現在、鴨川、成田、市原の 3 カ所が千葉競輪場のサテライトということで場外発売を行っております。

その中で、場外開催の場合の経費配分でございますが、やはり払戻しが 75% で、ほかの競輪場の場外発売もしますので、開催している本場のところに 9.45%、民間の設置会社に 13.7%、地元、例えば鴨川市だったり、市原市だったり、芝山町、そちらのほうに環境整備事業ということで 0.8%。千葉市が幹事施行ということで業務代行、いろいろ書類等の取り交わししますので、売上の 1.05% が千葉市の収入として入ってきます。

次に、5 ページでございます。現状と課題でございます。

まず入場者と車券売上。入場者の推移でございますが、昭和 40 年代には年間 100 万人程度あったものが、昭和 50 年代から 60 年代にかけては 60 万人台まで低下し、その後も平成 8 年までは 50 万人台を確保してきました。しかしながら、バブル経済の経済環境やレジャーの多様化の影響のほか、電話投票や場外など発売形態の多様化等も相まって、平成 10 年度以降は 40 万人から減少を続け、平成 16 年度は 20 万人を下回り、平成 22 年度からは 10 万人を下回っております。

これまで来場者の確保対策として、スピードくじや選手トークショー、特別観覧席の料金値下げなどさまざまなファンサービスを実施してきましたが、入場者数の減少に歯止めをかけるまでには至っておりません。また、現在、来場するお客様のほとんどは、やはり 60 歳以上の男性であるという状況から、持続可能な競輪事業とするためには、新たなお客様の開拓が課題となっております。課題を解消するためには、今後も新規競輪ファンの開拓のため、初心者教室や外国人の顧客誘致の施策等を実施し、ニーズに合ったファンサービスを行う必要があると思っております。

この右側の 6 ページでございますが、これは昭和 24 年から昨年の 23 年までの各年度ごとの入場者人員、車券売上、あと一般会計へ繰り出した一覧表でございます。後で参考に見ていただければと思います。

次に、7ページでございます。千葉競輪場、いわゆる公営事業事務所が所属している千葉市の組織の中で、経済農政局という局の中に経済部がございます。その中に公営事業事務所、そして総務係、事業係ということで、現在、事業を行っております。事務分掌としましては、競輪場施設の備品の管理や施設の使用許可に関すること、競輪場の警備に関すること、競輪場で働いている方の雇用、服務、そういった身分に関すること、あと投票関係事務に関すること、払戻金、未払金に関すること、競輪に係る宣伝広報の企画等に関することということで、現在行っております。

また、3番目の職員数の推移でございますが、平成15年度は18名の人員がおり、係が3つありました。ただ、16年度からは、やはり売上に見合った人員の配置等の見直しで係を2つに統合しまして、職員も16年から15名、現在23年度は13名の職員で競輪を運営しております。

次に8ページでございます。施設の関係でございます。

競輪場につきましては、先ほど部長のほうから説明がございましたが、全体の面積4万4,316.18㎡で、そのうちの約3万㎡が国、いわゆる財務省からの借用地でございます。それから、この競走路は一周500m。全国には400m、あるいは330mという競輪場がございます。その中にテニスコート、多目的球技場がございます。

次に、2番目でございます。改修状況でございますが、昭和24年の9月にオープンし、施設改修等は行ってきたんですけれども、今年度は、選手が走る競走路のウォークトップという、いわゆる滑り止めなんですけれども、そういったものの工事と、あとお客様がより見やすい、フェンスの透明で見えるポリカーボの変更を行ったのが主なものでございます。

資料1につきましては以上なんですけれども、次に資料2につきまして、ご説明をさせていただきますと思います。表紙をめくっていただきまして、1ページでございます。これは先ほども言いましたが、9月の第3回定例会の議案質疑の中で説明しました資料と同じものでございますが、制定の趣旨としまして、やはり全国的には平成3年度をピークに減少し、過去5年間、12%売上が下がっている。また、千葉競輪については、用地の3分の2が国・財務省から借り上げて、年間約1億1,600万円の賃借料を千葉市のほうで払っていただいております。本来は一般会計への繰出金が確保できるよう開催経費等の削減を行ってはいるんですけれども、なかなか現状に合った収益が行われておりません。そういった中で、さまざまな努力をしてきたんですけれども、このままいきますと、平成27年度には単年度赤字が予想される推計が出ています。そのため、直営による収支改善には限界が来ておりますので、そこで既に実施している民間包括等の調査を行った中で、うちのほうも25年4月から3年間、民間包括委託を実施するに当たりまして、今回、皆様を委員に選考するために審査委員会の条例設置を行ったところでございます。

次に2番目でございます。委員さんの所掌事務でございますが、応募する民間事業者の募集に関すること、民間事業者の選定に係る基準に関すること、応募者からの企画提案書の審査及び評価を実施し、その結果を報告すること。組織については、5人以内で組織をして、また任期につきましては2年間とする。

今後のスケジュールでございますが、本日 10 月 31 日第 1 回の審査委員会、本日はこの後、募集要綱の決定、落札者決定基準の決定等をいろいろ審議していただきます。また 12 月の第 4 回定例会におきまして、25 年から 3 年間の予算の確保ということで、債務負担行為の設定の条例案を出します。また、1 月に事業者の公募をかけまして、2 月上旬には第 2 回審査委員会ということで企画提案書の審査並びに落札者の選定、3 月には基本契約の締結、4 月から民間包括委託の実施ということで今後のスケジュールを進めさせていただきたいと思っております。

次に、2 ページ目の A 3 の資料でございます。右側の表を見ていただきたいと思います。上段のほうが直接運営の場合、下が包括運営の場合でございます。平成 22、23 年につきましては決算額でございます。24 年度につきましては、今年度の決算見込みで推計を出させていただいております。その中で、直営でいった場合の 25 年度、26 年度、27 年度、中段の下から 3 段目のところに、③で競輪事業収益というところが網かけでございます。そのところの平成 27 年度にマイナス 1,100 万円となっております。もしこのまま直営でいった場合には、平成 27 年度には、売上の推計でいった場合に赤字が見込まれます。そのためには、やっぱり直営には、先ほども言ったように限界が生じている。そういった中で今回、民間包括を実施する。もし民間で実施した場合にはどうなるのか。これは民間運営の下段でございますが、下から 3 行目で、まず 25 年度の競輪事業収益でございます。ここは 2 億 3,600 万円の収益が出て、一般会計 1 億 3,000 万円、なおかつ 1 億円近くの収益が出る。翌年度、26 年度には 2 億 1,000 万円の収益、1 億 3,000 万円を繰り出して 8,000 万円、27 年度の最終年度にも 1 億 7,000 万円の収益で、1 億 3,000 万円繰り出してもまだ収益が上がる、こういった推計を出しております。

今度は左側でございますが、まずどこが違うのかといいますと、一番上の収入の欄の本場開催車券売上でございます。ここは、記念競輪といいまして、毎年、千葉では 10 月に開催しております。今年度も約 64 億で、65 億には届きませんけれども、大体平均で 65 億の売上を行っております。これは、全国の競輪場に場外発売をしておりますので、それほどこの売上の差はございません。

次に F I、F II というちょっとグレードの落ちた開催でございますが、これは、現在、経済産業省のあり方小委員会の中で報告をされておりますが、平成 30 年度まで全国の競輪場が今後いった場合には、マイナス 4.4%の減額で推移されるだろう。そういった数字をもとに、直営の場合は、平成 24 年度の売上見込みから減少で推移をさせていただきます。その下の包括の場合は、今は 13 場ですけれども、1 場についてはこの 4 月からですので、既にやっている 12 競輪場の包括をやる前とやった後の 1 日当たりの平均売上を見た場合に、マイナス 2%で推移しておりました。というのは、民間包括した場合に、売上が上がるわけではなく、ただ、やはり広報・宣伝ですとか、民間のノウハウを活用した中で、少しでも人を呼ぶ力、それがやはり行政との違いが出てくると思います。その中で売上も多少緩やかなマイナス 2%で推移、この数字を使わせていただいて売上の減少率をはかっております。そういった中で、収入合計①で 1 億 6,000 万円ほどの直営でやった場合と包括でやった場合の収益の違いが上がっております。

次に支出でございますが、払戻金については、これは売上連動ですので、若干上がっ



ております。選手賞金については、これはほぼ変わりません。人件費についてですが、直営でやった場合は13名、いろんな共済費から全て入れる場合に、約1億4,500万円の人件費が、約5名を削減することによって9,500万円、約5,000万円ほど削減できる。維持補修費につきましては、1億8000万円かかっていたものが、大規模修繕については、施設は市のものですけれども、小規模なものについては、今度は受託業者に一括で管理、あと選手の宿舎とか、そういったものも管理することによって8,300万円ほど削減ができます。交付金等につきましては、やはりこれは売上連動でございます。

そのほかの開催に伴う運営経費、例えば他の競輪場に場外発売する委託経費ですとか、開催に伴う宣伝、警備、そういった開催に伴う経費等を含めると約4億3,000万円ほど削減できます。この4億3,000万円に對しまして、下の段になりますけれども、包括運営したときには、4億3,000万円の数字が約3億9,000万円で民間事業者のほうで受託をしていただく。また、人件費が5,000万円削減されますけれども、その中で、今度は人件費1人当たり年間500万円程度の職員を4名雇っていただいて、2,000万円ぐらいでできるのではないかと。また、維持補修費についても、8,300万円削減できる中で7,000万円ぐらいでできるのではないかと。そういったもの等を含めると、現在、最終的な金額ではございませんが、4億8,000万円を民間包括の委託費として考えておきまして、最終的には25年度でいいますと、先ほど言ったように収益の真ん中の包括のところでございますが、2億3,600万円で繰り出し1億3,000万円の収支が1億円ほど出るという、そういう推計を出ささせていただきまして、今回、来年度からの包括委託の実施に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

**【主幹】** それでは、これより議事に入らせていただきます。なお、委員長が決定するまでの間、皆川部長が仮議長を務めさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【主幹】** それでは、皆川部長、議事の進行をお願いいたします。

**【仮議長】** それでは、議題(1)、委員長の選出を行いたいと思います。設置条例第4条第2項によりまして、委員長は委員の互選により定めるとしております。どなたかご推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

**【委員】** 実際に開催運営のご経験もおありですし、森委員が適任と推薦させていただきますと思います。

**【仮議長】** 今、委員さんのほうから、森委員を委員長にというご推薦をいただきましたけれども、皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【仮議長】** それでは、森委員を委員長に決定いたします。

続いて、条例の第4条第4項に、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその会務を代理するとしております。この場であらかじめ指名をお願いできますでしょうか。

**【委員長】** こういった委員会でございますので、振興法人であるJKAから出席参

加していただいております白土委員に委員長代理としてお願いしたいと思っております。

【仮議長】 それでは、白土委員さん、よろしくお願いします。

【委員】 はい。

【仮議長】 それでは、仮議長を務めさせていただきましたけれども、委員長が選出されましたので、森委員長さんに委員長席に移動していただきまして、議長をよろしくお願いいたします。

【委員長】 それでは、一言ご挨拶させていただきます。ただいま皆様方のご推薦によりまして、委員長としての議事進行の役を仰せつかりました。この委員会がその目的が達成できるよう、皆さん方のご協力を得てやっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、次第に従いまして議事を進行させていただきます。

議題（２）の「受託候補事業者選定方法の決定について」、事務局から説明をお願いいたします。

【公営事業事務所長】 受託候補事業者選定方法の決定についてでございます。

まず、その選定方法につきましては、公募型プロポーザル方式を採用し、提出された企画提案書について審査を行い、業務遂行の質的な面を総合的に評価の上、最優秀提案事業者、いわゆる受託候補事業者を選定させていただきます。その後、委託契約締結に当たりましては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、受託候補事業者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に随意契約として締結させていただきたいと考えております。

以上です。

【委員長】 ただいま選定方法について説明がございましたけれども、この事務局の説明につきまして何かご意見等がございますか。いかがでしょうか。事務局の提案は、公募型のプロポーザル方式を採用し、この委員会で決定した段階においてその業者と随意契約を締結させてもらいたいという２つの内容になっていると思いますけれども、この方法でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【委員長】 それでは、事務局の提案どおり公募型プロポーザル方式を採用し、最優秀提案事業者を受託候補事業者として選定することといたします。その後、受託候補事業者と契約内容について協議の上、双方が合意に至った場合、随意契約を締結することといたします。

続きまして、議題（３）ですが、ここからは公募要領等に関する事項となりますので、先ほど事務局からお話がありましたように非公開となります。傍聴人の方はご退席をお願いいたします。申しわけございません。よろしくお願いいたします。

（傍聴人退席）

【委員長】 それでは、議題（３）の「千葉競輪場開催業務等包括委託公募要領に関する事項について」、事務局から説明をお願いいたします。

【公営事業事務所長】 それでは、千葉競輪場開催業務委託等包括委託公募要領（案）につきまして、ご説明させていただきます。資料３で説明させていただきます。

まず、この趣旨でございます。民間活力の導入により、売上の向上と競輪開催業務の効率化を図るため、平成 25 年度から 3 カ年の競輪開催業務の受託事業者を公募し、民間事業者の視点からの創意工夫を生かし、斬新な提案を広く求めるものでございます。

2、委託事業名、千葉競輪場開催業務等包括委託業務

3、事業の実施場所、千葉競輪場、それから、サイクル会館、これは選手の宿舎でございます。

4、民間包括委託に当たっての基本的な考え方でございます。競輪開催業務については、業務全般を包括的に委託することで民間の持つノウハウを積極的に活用し、より効率的な事業運営を実現するものでございます。

5、委託期間につきましては、平成 25 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日の 3 年間といたします。

6、委託業務内容、これは今度公募したときに、応募者の提出する応募書類等になります。

まず（１）開催業務関係

ア、競輪開催に関する各種業務の運営統括及び総務業務

イ、車券発売・払戻しに関する業務

ウ、場内の情報提供に関する業務

エ、ファンサービス・イベント等の実施に関する業務

オ、場内外の警備、清掃に関する業務

カ、問い合わせやトラブル、苦情に対応する対応等

キ、選手宿舎に関する業務

ク、競輪開催に係る施設・設備の管理に関する業務

（２）事務業務

ア、場外発売に係る他の競輪場及び関係機関との連絡補助

イ、広報・宣伝企画業務

ウ、各種調査、報告事項

エ、その他競輪事業実施に必要な業務

次ページをお願いします。

オ、施行者が行う一般管理業務の支援を行うこと。

次、7、千葉競輪の市営開催及び場外開催に係る提案事項

（１）競輪事業の理解に関する項目としましては、

ア、千葉競輪場の現状の事業分析、いわゆる現在の競輪場の現状分析をしていただくということです。

（２）運営計画に関する項目

ア、開催運営提案の効率性

イ、地元業者に対する配慮

ウ、従事員の活用

エ、発売窓口の運用計画

オ、集客・売上向上策

カ、危機管理体制

(3) 経費に関する項目

イ、売上予測（平成 25 年度から 3 カ年の平成 27 年度まで）

次に経費、収益等についても提案をいただく予定であります。

この中身につきましては、また別途、議題（4）のほうでももう少し詳しく説明をさせていただきます。

次に、3 ページの事業者の選定でございます。

まず、受託事業者の条件。

委託料としましては、1 年間で 4 億 4,000 万円に消費税を加えた額以内、これにつきましては、今、国のほうでも 26 年 10 月から消費税 8 % ということでいただいておりますので、あくまでも消費税抜きで、それに消費税に見合った額ということで考えております。また、委託期間は 3 年間で 13 億 2,000 万円に消費税を加えた額以内。

それから、収益の補償額としまして、これは先ほどの部長の話の中にもありましたが、国の土地等を含めた一般会計、現在、我々が競輪をやっているのは競輪特別会計という特別事業でございまして、それを千葉市の一般会計予算のほうに繰り出すといった言い方なんですけれども、そういったものを繰り出す条件で、今回、民間包括を実施しますので、受託業者のほうから一般会計繰出金に見合う収益部分に対して千葉市に——この「繰り出す」という表現は適正ではないんですけれども、いったん委託料として例えば 4 億 4,000 万円、年間払います。そういった中で、千葉市営の開催ですとか場外発売等を行った収益の中から 1 億 3,000 万円を千葉市に納付して、そして 1 億 3,000 万円を競輪場としてまずいったん受け入れて、その中から、今度はうちの収益として千葉市の一般会計のほうに繰り出す。そういうような意味合いでございまして、ちょっとこの文章は適切でなかったもので、再度その修正はさせていただきたいと思えます。

次に、2 番目の選定方法、スケジュール等でございますが、先ほど議題（2）のほうで説明させていただいたプロポーザル方式による随契にさせていただければと思えます。

なお、先ほど説明で抜けていましたが、その中で、なお書きのところでございますが、「受託候補事業者との協議が整わなかったときは、次順位以降の企画提案事業者と順次協議を行い、合意したものと随意契約を締結するものとする」ということでさせていただきます。

次に、審査委員会を開催し、後述の評価基準に基づき審査、選定を行うということで、選定スケジュールの今後の予定でございますが、まず①としまして、公募要領の公表、今、この要領をいろいろ審議していただきますけれども、この要領の公表につきましては、12 月議会、今のところ 12 月 17 日から遅くとも 19 日ぐらいまでには終わるのではないかと、その終了日の翌日からこの公募要領を公表いたします。

次に、②説明会参加申込期限については、現在、12 月 17 日に公表するという形の想定をしておりますので、そこから 2 日後、参加申込期限を 12 月 19 日と定めております。

次に、現地説明会・現地見学及び委託業者の提案説明書配付等につきましては 12 月 21 日。図面等の閲覧につきましては、現地説明会の日から約 1 週間の 26 日まで。質問等の受付につきましては、説明会の 21 日から約 1 週間の 12 月 26 日。質問事項に対する

回答につきましては、年明けの1月7日。それから、参加申し込みの方は申請書の受付につきましては、12月27日から1月10日までに受付をしまして、企画提案書・見積書の受付につきましては、1月7日から1月18日までを想定しております。

また、審査委員会の開催、プレゼンテーション及びヒアリング等、いわゆる応募業者からのプレゼンテーションでございますが、25年2月上旬ということで予定しております。それから、審査結果の通知につきましては、プレゼンテーション、業者選定が終わった後に速やかに通知をする予定であります。

また、提案内容に対する提案者との協議・調整につきましては、2月下旬ごろから予定業者との調整を行い、基本契約の締結につきましては、3月上旬に契約をしまして、いろいろ準備期間等がございますので、3月上旬から契約して、3月いっぱいまでは委託料の発生しない、いわゆる引き継ぎですとか、事務調整的な内容の契約で4月1日以降に委託料の発生する委託の実施を行う予定であります。

すみません。スケジュールの中で公募要領の公表①のところですが、これは議会終了後、千葉市のホームページで競輪の包括委託の募集をしていますということで公表をさせていただきます。

すみません。大変失礼しました。12月の議会なんですけれども、これは常任委員会の予定が、今のところ、11月27日から12月17日ぐらいを想定しているんですけれども、その途中で議案研究とか、そういうものがございまして、その後に、環境経済、いわゆるこの競輪の所属している経済常任委員会というのがございます。その議員さん10名で構成されている委員会の中で、来年から3年間の補正予算の債務負担行為が承認された翌日から、予告の募集ということで公表はさせていただく予定であります。

**【経済部長】** 今、①と②で12月17日に公表して、締め切りは19日ということで2日間しかないじゃないですか。これじゃということになりますので、議会の経済部の委員会が12月7日ごろあるんです。それが終わったときに、12月19日から説明会の参加申し込みができますよという予告をホームページ等に出すことで、この2日間しかないということを補おうとしています。それだけ一応申し添えておきます。

**【委員長】** 多分、皆さん方も、この債務負担行為が条件で、これが通らなければ申し込みの公表ができないということが、皆さん方はその辺の趣旨がわからないと思うんです。なぜ、そちらのほうで2日しかないとか何とか言って議論するのか、もっと早くやればいいんじゃないかというような話になってくるんですけれども、もともと先ほど債務負担行為について、第4回の定例会で議会の承認をとりますよと。その債務負担行為の承認をとらないと次の作業ができない。これは地方公共団体はみんなそういうことで定められておりますので、こういった議会のご承認を得てからという、その議会が17日、これは常任委員会ですかね。

**【経済部長】** いや、17日は議会の議決日でございます。

**【委員長】** 議会の本会議を待っていますとこの2日間しかないということで、この経済局の常任委員会があって、そこでご承認がほぼとれれば、その段階で公表してもいいだろうということでやっていかれると。これが大体12月の2日ぐらいということですね。その辺は柔軟に対応していただけるというようなことを今お話がありましたので、

よろしくお願いします。

【公営事業事務所長】 大変失礼しました。市の予算の仕組みなんですけれども、例えば 25 年度にいろいろな事業、競輪以外にもいろいろな事業がございます。それは、来年度の 2 月、3 月にやる第 1 回市議会定例会がございます。そこに 25 年から実施する予算をまず議会に諮りまして、承認をいただいて初めて 25 年からいろんな事業を実施するわけでございます。

ただ、今回につきましては、4 月から新しいことをやるに当たっては、事前に業者なりを決めなければいけない。そういった行為が必要になってきます。それも単年度ではなくて 3 年間にわたって事業を委託する。そういうことになりますと、事前に、まず 25、26、27 の予算の担保といいますかね、予算の確保をまず市議会に諮りまして、で、補正予算というんですけれども、年度途中にいわゆる来年から 3 年間の予算、1 年目幾ら、2 年目幾ら、3 年目幾ら、総合計で幾らという債務を確保するための債務負担行為という予算の条例案を出して、それが 12 月に可決されて初めて今回協議いただきます公募要領、応募者に対して募集ができる状態なものですから、その関係で 12 月議会に補正予算で債務負担行為をかけないと募集ができないのが現状でございます。

次に 4 ページでございます。これは応募資格の中で、資格要件、こちらでアからクまで羅列してはありますが、こちらのほうに該当をすることということで、資格要件として挙げさせていただいております。

次に 5 ページ、Ⅲの公募期間及び応募方法ですけれども、先ほどと重なってしましますが、公募要領の公表については、議会終了後の翌日から千葉市のホームページでダウンロードして見ていただく。また、先ほど部長のほうからも説明がありましたが、12 月 7 日予定しております常任委員会で承認いただければ、予告の公表をさせていただきます。

説明会等の参加申込期限につきましては、メールアドレス等で提出をしていただく。また、現地説明会等につきましては、競輪場の今やっています多目的室のほうで行いたいと思います。

また、4 番目の参加申込としまして、提出書類等なんですけれども、最後のほうに別紙様式が出ておりますが、この様式で参加申込ですとか、事業者の情報カードですとか、そういったもので申し込み等をしていただく。(2)の費用の負担につきましては、参加申請者は、参加に関して必要な費用については申請者が負担することになっております。

次に 6 ページでございます。この参加申込の辞退については、様式 10 号を使いなさいと。それから、5 番目の企画提案に対する質問事項につきましては、先ほど申しました期間内にメール等で送信すること、それから、回答についてもメールで回答しますよということ。6 番目の企画提案書及び見積書の提出ですが、提案様式の 1 号～10 号の必要書類等をそろえて郵送、宅配、または持参等で 1 月 18 日必着で提出をすること。また、プレゼンテーション及びヒアリングの審査でございますが、25 年 2 月の下旬、場所につきましては、こちらの会場で、各応募者の中からプレゼンテーション 20 分、ヒアリング質疑応答等を 20 分等で考えております。出席者は 1 企画提案 3 名までとして、説明等を行っていただく予定であります。

次に、7 ページの 8 番、結果の通知等につきましては、委託業者選定後、速やかに決定通知を送らせていただきます。

また、9 番の提出書類の取扱いについてでございますが、千葉市が一たん受理した書類については、理由のいかんにかかわらず返却しない。また 10 番のその他、市が提供する資料は企画提案にかかわる検討以外の目的で使用することを禁ずる。また、検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させたり、または内容を提示することを禁ずるということでございます。

その後につきましては、先ほどの参加申込書等の書式でございます。これにつきましては、千葉市のほうでも指定管理業者の委託ですとか、あと既にやっている民間包括委託の競輪場のものを参考に、こういった申請書をつくらせていただきました。

応募要領につきましては、以上でございます。

**【委員長】** ただいま公募要領について説明がございましたが、何かご質問がございますか。

**【委員】** ちょっと 1 つわからなかったのがございまして、資料 3 の 3 ページ、事業者の選定、1 の (2) 収益の補償額、1 億 3,000 万円なんですけど、これは、受託をした業者は必ず千葉市へ繰り出しを行わなくてはならないということが、これは条件で書いてございますが、そういうことなんでしょうか。

**【委員長】** 委員から最低補償の質問がございましたけれども、お答え願います。

**【公営事業事務所長】** 今、委員からありました 1 億 3,000 万円につきましては、公募要領の中で最低条件としまして 1 億 3,000 万円を千葉市に、この「繰り出す」という表現はまた訂正させていただきますけれども、いわゆる市のほうに納付していただくと。競輪事業特別会計のほうに納付していただきまして、それを含めて、今度、うちのほうの競輪事業特別会計の中で、それ以外の収益等も出ますけれども、その中から 1 億 3,000 万円を千葉市一般会計のほうに繰り出すという、そういう考えで最低補償という形で条件をつけさせていただきます。

**【委員】** こういったスキームというのは、一般的に委託が今、十何カ所で行われているかと思うんですが、通常行われているというようなことでよろしいんでしょうか。

**【公営事業事務所長】** 13 の競輪場が今、既に実施しておりますけれども、全ての競輪場ではないんですけれども、競輪場によっては、例えば 1 億円を最低補償とか 1 億 5,000 万円を最低補償とか、そういう競輪場もございます。

**【委員】** わかりました。

**【委員長】** 私から多少コメントを、私の経験からいたしますと全国で今、13 競輪場がこういった包括委託を業者にやっていたらいい。その中に、こういった条件を出して公募しているところと、そうでないところとございますが、各競輪場にとってみれば、最低補償を条件につけられるというのは一番得策なんですね。今回、千葉競輪さんは、最低でも 1 億 3,000 万円は収益を上げるようにしようと、これが条件なんです。この条件に従って業者の方が応募されるかどうか。当然、千葉競輪場さんとしては、格としては全国 44 の競輪場の中では上位の競輪場で、これだけの市場もありますので、民間のノウハウを使ってやっていただければ十分稼いでいただけるだろうと、こういったも

くろみがあって、こういった条件が提示されている。この条件のもとで多分出していた  
だけだろうと。

競輪場が 44 ありまして、やはり上位の競輪場、中、下位の競輪場がありますので、  
上位、中位ぐらいの競輪場はみんなこういった条件を出して公募をしてやっていたとい  
うというのが慣例です。そういった条件の中で応募してみえる状況になっておりま  
すので、今回についても、私はこの委員長の役をやらせていただいておりますけれど、  
こういった条件はあってしかるべきだろうと思っております。

【委員】 1 つ気になったのは、固定的な経費が委託会社で 1 億 3,000 万円というの  
がのしかかったまま事業経営を続けていくというのはリスクも大きいのかなと思ったの  
が 1 個なんですけれども。収益としてもそれだけ見込めるということで、経費の削減も  
あらかじめできる企業側に応募していただくという趣旨でよろしいんじゃないかなと思  
いました。これ、消費税ってどうお考えですかね。これはこういった名目で市のほうが  
繰出金を受け入れる形になるんでしょうか。事業会社の損益を考えて、事業会社とし  
ては経費という形で千葉市に支出が行われるんでしょうか。

【委員長】 いや、これは反対です。委託料の額の消費税の話ですね。

【委員】 収益補償額の 1 億 3,000 万円というのは、事業会社の経理から見てどうい  
った名目で市に支出されるのかということです。

【委員長】 消費税がかかるかどうかという問題ですね。

【委員】 それに関して消費税の影響も出てくると、もし消費税がかからないのであ  
れば、委託料の額には消費税がかかるので、非常に大きな事業会社の消費税負担が発生  
するんじゃないかなと直感的に思ったところです。

【委員長】 この辺の区分けは説明できますかね。

【公営事業事務所長】 税込みの 1 億 3,000 万円という。

【委員】 そうなんですか。しかし、地代家賃なのか、こういった名目なのか、これ  
からあるんでしょうけれども、消費税込みで 1 億 3,000 万円になると。

【経済部長】 民間事業者側からすれば、税金が発生して 1 億 3,000 万円払ったと。

【委員】 それ、名目にもよりけりでしょうけど、地代という形ですと消費税はかか  
りませんので。

【委員長】 地代というのは難しいですね。

【経済部長】 地代というのは我々が勝手に考えているところなので、その事業者か  
らすれば、収入から経費を引いたその収益の中から千葉市に出してもらうだけですので。

【委員】 固定なんですよ。

【経済部長】 固定です。

【委員】 そのお考えはよくわかるんですけども。

【委員長】 委員として、こういった千葉市さんのほうにというのか、消費税として  
支払わなくてもいい。これは千葉市さんが受け取ったときは消費税を払わないといけな  
いのか。消費税を払わなくてもいいような施策って、何か方法があるの。それは名目を  
どういう名目でもらうといいかというような。

【委員】 だから、ちょっとわかりにくかったのが受託料——、委託会社の目線で見



ていますので、申しわけございませんが、委託会社として収入が入ってくるのは受託料の4億4,000万円がまず1点と、あと、さきに部長からお話がありました売上のアップ分というのは受託会社に入ってくると。これが受託会社の収益になるわけですね。受託会社の費用というものが、実際、もろもろかかる人件費ですとか諸経費がかかると。最後に収益の補償額の1億3,000万円がかかると。この大きく4点が損益の構造になると思うんです。いろいろ検討なんですけど、収益の補填額の1億3,000万円は委託会社の売上のアップ分からもう差し引いてという形にしておくのが一番消費税としてはかからないんじゃないかなと。

**【委員長】** 事務局のほうで今の構成についてもう一度説明してもらえないですかね。ちょっと違うと思うんですが。委託業者は今、年間の事業をやられて4億4,000万円で委託を受けられるんですけども、それ以上の収益について、委託会社にも収益は入ってくるというような形で今、見てみえるんですけども、そういう内容でいいですかね。

**【公営事業事務所長】** 先ほど資料の中で、2枚目の左側のこちらなんですけれども、こちらの中で仮にこの指標でいうと4億8,000万円ですけれども、4億8,000万円を受託業者に払います。ただ、これはあくまでも千葉市の市営開催による売上の数字でございまして、これ以外に、ちょっと開催場所は違うんですけども、場外発売というものをやっています。今回、この提案の中での議会のほうの説明についても、現在、千葉市は場外発売を二百四、五十日ぐらいやっているんですけども、職員が毎週土日出勤で、これが上限で、それ以上なかなかできません。ただし、民間に委託することによって、また、この日程表に残っている白いところにつきましても、場外発売を実施することによって、いわゆる受託事業者の売上に伴った収益が増えてくるわけですね。今まで市が直営でできなかった日数以上の分を、民間にすることによってもっと開催日数が増える。中には場外と場外を同時に、いわゆる併売というんですけども、そういうことをやって売上也アップする。そういったことが民間だったら可能になる。そういった部分の収益がアップした中で、4億8,000万円の委託料を受託者がもらったもの等を含めて場外発売等売上がもっとアップする、そういう部分の収益を含めて、その中から1億3,000万円を千葉市のほうに納付していただくという、そういう考えでございます。

**【経済部長】** 今、委員が言ったとおりなんですね。受託事業者の収入は何か、それは、まずこの4億4,000万円ですね。それから、もう一つは、きょう青森でF Iをやっていますけれども、これがもしやってないとするじゃないですか。その受託会社が、きょう、青森競輪の場外をやろうよと。本当は我々がやると、休みの日程でどうしてもこれ、できないわけですね。毎日仕事ができないから、今、空白になっているんだけど、その分、青森からの場外の収入というのは、本当は千葉市に来るわけだけれども、それは千葉市に来ないで受託会社の収入にするんですね。

支出は、もちろんこの開催経費関係は出ていくんですけども、年度末にまとめて、定率じゃなくて定額の1億3,000万円を千葉市に納付するということなんですね。

**【委員】** そこはよくわかりました。その納付の仕方を考えておかないと、その事業者にとって多額の消費税負担が生じるんじゃないかと懸念しています。

**【経済部長】** そこは受託事業者のほうの提案というか、受託事業者側も考えなけれ

ばならないところで、千葉市が求めるのは、我々が4億4,000万円払うものと1億3,000万円をいただくものと。

【委員】 納付というより寄附になるんですかね。

【委員】 先ほどの話を受けてなんですけれども、民間の業者の視点でいくと、1億3,000万円は着実に市に払わなければいけないので、残りの差額の3億1,000万円で運営できるかどうかという視点にどうしてもなるかなと思っていました。目的は2つあると思うんですけど、運営を赤字にしない。赤字になりそうだから民間に委託しますという1つ目の目的は達成ができると思うんですね。2つ目の売上を上げるという視点に関しては、民間もやっぱりその限られた範囲でいかに効率的に運営するか。利益を出さなきゃいけませんから、3億1,000万円の中でどう効率的に利益を出すかという視点になってしまって、ファンサービスだとか、新しい売上を上げていくというような抜本的な改革には間違いなくつながらないんじゃないかなと思うんですが、その辺はいたし方がないというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

【公営事業事務所長】 今の4億4,000万円から1億3,000万円を除いて3億1,000万円の中でという考え方があるんですけども、うちのほうは、いわゆる4億4,000万円の委託料と、先ほど説明した場外発売の収益分、それも含めてという考え方でおります。

【委員】 場外発売の分の収益を試算して、この収益は確保できるというシミュレーションがまずグラウンドプランとしてあって。なので、運営費はこのぐらいカットできますけど、どうですかという、振り方になっているところですよ。

【公営事業事務所長】 はい。

【委員】 なるほど。

【経済部長】 ちょっとよろしいでしょうか。今、委員さんがおっしゃるとおり、結局、差額の3億1,000万円で受託会社が運営しますよね。受託会社は3億1,000万円で運営しただけでは利益は発生しないわけですよ。そこにはやっぱり収益が出ないと。何で収益が出るのかというのが、今、行っていない売上を彼らが上げて、そっくり彼らの収入になって、我々のほうには1億3,000万円を定額でいただけるという収益スキームなので、こういう例は千葉市役所としては初めての例なんですね。

【委員】 そういった意味では、意図は理解したんですけど、民間側のモチベーションからすると、ディベロッパーとテナントの関係になってくると思うんですけど、例えば売上のパーセントを出すとか、そういった方法をしない限り、民間はとにかく効率的に運営して、言われたとおり計画運営する。あいている日を場外運営して、人員を削ったりしなきゃいけないですから、効率的に運営するという視点にどうしてもなってしまうので、これをアップした分に関してはパーセントを戻すとか。あと収益としては、やっぱり敷地がありますから、敷地で物販するとか、そういうような副収入、大きくこの辺になってくると思うんですけど、売上を上げるための施策というのものにもう少し重点を置かれないと、本質的によい形にはならないんじゃないかなと思うんですけどね。

【委員長】 今の委員の言われる内容について、売上の施策について、当然業者の、今度応募される方からご提案をいただく。このご提案内容がすばらしい方について最優

秀なら最優秀ということで業者選定をする形になろうかと思しますので、当然売上を上げるための施策を持って臨んでいただくというのが大前提になっておろうかと思うんです。

【委員】 ただ売上を上げるために、アイデアとかありますけれども、やっぱりお金がかかると思うんです。投資もかかりますから、ある程度それに対してリターンがないと、計画の範囲というのは物すごく限られてくると思います。仮にファンサービスをしますとか、イベントをやりますといっても、やっぱり売上が戻ってこないことに労力をかけるということはないですから、体裁上何かやるかもしれないですけど、着実にそれはシュリンクしていく方向に、低コストで運営していく方向に行ってしまうと思うんです。それが意図として売上を上げるという意図がある程度持たないと、確実に赤字を出さないで数年運営できればいいんですという形であればこれでもいいと思うんですけれども。結果的に入ってくる業者さんも決まった業者さんになっちゃうと思うんですね、それが効率的に運営できるという。そこは果たしてよいものかということに関しては、多分誰しもが思うこと。よくしようということを前提にやったら、今までと違うことをしなければいけないわけであって、そのとき民間活力が要るといったら、民間に限られた金額で受託を出したら、受託の中でやるということに間違いなくなるわけです。これは事業アライアンスにならないわけですよ。ある程度イニシアチブを持ってやってくださいというのだったら、当然売上に対してパーセントを出すというのは当たり前のことなので、それをやらない限り最低、要は発注した内容の中で効率的にやる。もちろんその中でいかに質がいいかの選定はできますけど、抜本的な改革には間違いなくありませんよというのは、誰が見てもそう思うと思います。

例えば、エンターテインメント会社がやりますとか、プロデュース会社がやりますとか、本当にここは人出がたくさんになって、V字になったねというのをやるためには、それは投資もするかもしれない。でも、そこは決まった金額の中だけでやってもなかなか難しいような気がします。ただ、これが最低運営費で、別のことを、施設全体を違う活用をしていって、そこに関して民間側が自分たちで投資してやるかというアイデアがもし出てくれば、ここが本当に抜本的に変わる可能性はあるかもしれないですけど、この条件だとなかなか出す側のモチベーションが上がらないような気はしました。

【委員長】 それに対してご意見が何か事務局としてありますか。

【経済部長】 それはこれからご提案をいただく中で、ご提案によっては画期的なアイデアが出てくるかもしれないですし、寿命が延びるだけの提案かもしれませんので、それは提案をいただいてからだというふうに思っております。

【委員長】 私も差し支えなければお話ししますが、千葉市として年間4億4,000万円という委託料を払いますけれども、先ほども皆川部長さんが言われたように、収益が上がれば、当然、受託された業者に対してもメリットが出てくる。そのメリットを出すために4億4,000万円以上の企業から仮の支払いをして収益を上げれば、これは今、委員の言われるようなすばらしいアイデアも出てくるだろうと。こういうのを当然、千葉市としては期待をしてプロポーザルでこういうご提案がいただけないかというような仕組みになっているんだろうと思っておりますけれども、どうでしょうか。

**【経済部長】** そのとおりでございます。

**【委員長】** こういうふうですので、当然、こういった競輪業界において、競輪業界だけではなくて、公営競技関係について受託される業者というのは、競輪もボートも競馬もオートレースもいろいろありますけれども、ある程度ノウハウを持った方で、いかにお客様から多くの車券を買っていただけるか、この車券を買っていただくことによって残りの25%からその収益を出し、受託業者もメリットがあるように、さらに千葉市さんとしても最低1億3,000万円渡して、さらにそれ以上出せるようにということで仕組みを考えられるだろうと思っておりますけれども、こういったご提案がいかに素晴らしいものであるかどうか。

今、皆川部長さんが言われたように、単に千葉市の延命だけの施策も出されるだろうし、そういう業者もあれば、いや、もっと活性化させて、千葉市さんのもっと収益が上がるようにという提案もあるだろうしと思っておりますけれども、そういった中で業者を選定するという形になっていくだろうと、こういうふうに見ております。

また後で次の4番の内容についても説明を聞いて、今の3番の議題について、足りない分はそこでもご質問を受けるというかたちでやっていきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。やはり次の内容についてもお聞きにならないと、なかなか今のようなことが整理できないのではないかなと思っておりますけれども、どうでしょう、各委員の皆さん方、よろしいですかね。委員さん、どうですかね。

**【委員】** そうですね……。

**【委員長】** ご質問をそこで切ってしまうつもりはないですので、4番の内容も聞いてから。

**【委員】** はい。大丈夫です。

**【委員長】** その辺で進めさせていただきますけれども、よろしいですかね。

(「はい」の声あり)

**【委員長】** それでは、今ご案内しましたように、まだ議題(3)について各委員さんには一部不明の点もあるようですけれども、(4)の説明を受けまして、(3)、(4)を含めた格好でご質問いただくということにしていきたいと思っておりますので、議題(4)の「千葉競輪場開催業務等包括委託公募選考基準に関する事項について」、事務局から説明をお願いいたします。

**【公営事業事務所長】** それでは、まず資料4と資料5について説明をさせていただきます。

まず資料4の千葉競輪場開催業務等包括委託企画提案書、この提案書は、応募者がこれから説明します項目に沿った形でいろいろな企画提案をしていただくということの書類でございます。これにつきまして、先ほど資料3の2ページ、7番の千葉競輪の市営開催及び場外開催に係る提案事項、(1)から(3)までのほうで題名だけ説明させていただきましたけれども、それに沿った形でのご説明になります。

まず、千葉競輪事業分析でございますが、現在の千葉競輪場の事業分析を行い、競輪事業のあり方に関する基本的な考え方、受託に当たっての考え方、基本方針及び包括委託により見込まれる効果を記述してくださいと。

次に、②としまして課題・改善点と改善策。事業分析を行った結果、得られた課題・改善点等について記述してください。あわせて改善策について記述してください。

次に2ページでございます。運営計画に関する項目の中の開催運営提案の効率性、各業務の効率化と事務局体制とか投票、警備・清掃等、各業務の効率化について記述してください。②運営体制、いわゆるこれは受託者側の運営の組織、人員配置、管理責任体制等について、どのようなことを考えているのか記述してください。

次に、(2)の地元業者に対する配慮。周辺地域の業者への配慮、周辺地域の業者についての考え方について記述してください。②千葉市内業者の選定、業者選定についての考え方。①と②につきましては、現在、うちのほうも、例えば委託契約するときに、市内業者、または項目によっては準市内業者とか、そういう市内業者育成の観点からいろいろな業務委託を行っております。

また、民間包括を実施した場合に、今まで何十年も競輪事業に携わっていた例えば清掃ですとか警備ですとか、いろいろな委託業者が一括で首を切られてしまったのでは、やはりうちのほうとしても、今までの雇用の促進ですとか、今までの千葉競輪との関わりの中であまり好ましくないことなので、その辺は受託業者になるべく、下請けとなるのか、ちょっと言葉はあれなんですけれども、いわゆる従前使っていた業者等のその辺も含めた中で市内業者の育成、そういったものの提案をしてもらいたいということの記述でございます。

また、雇用の確保についても、今と同じような形で既存業者、入っている業者、そういったもの、千葉競輪以外でもそうなんですけれども、例えば毎年公募だった指名競争入札で警備委託を実施します。そうしますとほとんど、業者は変わっても、実際のところ、中身の人は変わっていない。制服だけ変わった。そういうような状況も多分他の競輪場でもある状況なんですけれども、市内の今までの既存業者の確保についても願いますというような記述でございます。

次に従事員の活用。現在、投票関係等で千葉市が雇用しておりますが、従事員の配置計画、実際どういう形で従事員の雇用形態を考えていったらいいかという記述でございます。

次に、4番目の発売窓口の運用計画の中で、現在使用している窓口の利用計画ということで、例えば市営開催時と場外開催時の発売窓口の利用計画、市営のときはこのぐらいだけど、場外だったらモニターでの発売だから、このぐらいでいいんじゃないかとか、そういうものの計画です。それから、実際に使用している窓口に何人いれば適正な人員なのか、そういったものの適正人員等の実施計画の記述でございます。

次に、5番目の集客・売上向上策。集客向上策として千葉競輪場への集客雇用策、どういうふうにしたら今よりもたくさんの人を集められるのか。②ファンサービスの向上につきましても、既存ファンに対するサービスの向上についてどのようなことを提案できるのか、また、売上向上策についても、千葉競輪場及び電話投票等における売上向上等についての記述をお願いします。

それから、(6)の危機管理体制ですけれども、システム障害ですとか施設の修繕、お客様のクレーム対応等について、どのような対応をするのか、また、災害等が発生した

ときのお客様の避難ですとか緊急対応、防災、減災対策等についてご記述ください。

それから、3番目の経費に関する事項でございますが、25年から3年間の売上予測、具体的に市営開催及び受託場外の売上予測、また年度ごとにということで、再度これは見直しをさせていただきたいと思うんですけれども、これはある程度一定の書式を私どものほうでつくらないと、いろいろな業者の提案の中でそれぞれの考え方が違ってくるはずいものですから、この書式については再度見直しをして、一定の項目ごとの書式をつくらせていただいて、その中に今後の売上予測というものを記述していただく予定であります。

それから、(2)の経費でございますが、市営開催時の受託額の妥当性、いわゆる4億4,000万円の受託額、あるいは委託業者がどの程度経費が削減できるのか、今度一括で管理する中でそういう経費削減ができるのか、その辺の記述をお願いしております。

それから、最後の収益のところでございますが、これは競輪場側から見ると一般会計、いわゆる年間1億3,000万円の繰り出しについての考え方、繰り出し根拠の記述についてということで、市に対して1億3,000万円の繰り出しをしなければなりませんので、その収益の確保が、4億4,000万円の委託料と、あと場外発売で得た収益の中から本当に千葉市に納付することが可能なのか、その辺のところの収益の状況を記述していただくと思っております。

それから、資料5でございますが、今、説明させていただいた、これは今度2月上旬にプロポーザル、選考委員会を実施するときの選考基準表でございます。後ろにA3で、例えばこの項目については何点、この項目については何点というような形での内訳でございます。100点満点の中で各委員さんからいただいた点数の上位者を受託業者の選定業者ということで内定させていただきたいと思っております。

以上でございます。

**【委員長】** ただいま事務局から選考基準に関する事項等、採点基準書も含めて説明がありましたけれども、何かご質問等ございましたら。これは議題(3)も含めてご質問を受けるということで、よろしくお願いします。

**【委員】** 大体わかりました。うちはお店もやっていまして、ずっと東京のときから1,500店舗ぐらいのお店のコンサルもやっていて、サービス業のずっとサポートをしてきたので、サービス業の視点から見たときに、売上が上がらない理由は何なのかということと、何で集客が増えないのかというこの2つの問いにしっかり答えていくことが大事じゃないですか。

60歳以上の方がほとんどなので、きょう、私はバスで来たんですけれども、昼間からワンカップ大関を飲みながら、おじ様が後ろの席に乗って、ずっとしゃべって、何か怒っているんですよ。そういう雰囲気新しい若い女の人があるのかとか、家族で来るのかとか、あと喫煙マナーも、今の社会、今のサービス業の常識とは違うと思うんです。あと設備の椅子、コカ・コーラの椅子がありますけれども、あれのメンテナンスとかもそうですし、そういうものを、突発的な何か仕掛けをする前に、受け皿としてやらなきゃいけないことってあると思うんですよ。今まで設備投資の予算が出なかったとか、いろいろなご事情があると思うんですよ。

民間がやるときのモチベーションとして、売上が上がってパーセントが上がるんだっ  
たら、投資しようかなと思っている会社があるかもしれないし、それを協賛とかタイア  
ップで、ただでもらってくる人もいるかもしれないですけども、いずれにしてもそう  
いうハード面とか、いろいろ根本的なことを変えなきゃ売上は上がらないんじゃないか  
なと私は個人的な経験則上思っています、そういう意味で、6 ページの集客向上策、  
ファンサービス向上策、売上向上策とありますが、やっていいこと、やっちゃいけない  
ことの範囲をもう少し明確にしてもらえるか、何かもう少しいいオリエンテーションの  
出し方というのが考えられないかなと思ったのと、いずれにしても、そこに可能性を込  
めて何か書類が出せたらいいのではないかなと、爆発的に増えてしまっ、これはすご  
いぞというふうになることを、委員としては、そんな会社に渡したいじゃないですか。  
これは業界の新しい奇跡だという会社に渡したいなと思っているので、そういう会社が  
集まってくるような伝え方、書き方がないかなということは、意見レベルで恐縮ですが、  
思いました。

**【委員長】**        どうですか、事務局のほうで。

**【経済部長】**        すばらしいんですけどね、今回は3年間という非常に短いお願いをす  
る期間で、受けるほうは、3年で設備投資して回収できるのかという、我々が与えるハ  
ードルというのは非常に高いんですね。高いというか厳しいんですよ。そういう中でそ  
ういう条件があるので、根本的に設備を変えるというのはなかなか難しいかなと思って  
おりますので、正直言って爆発的な提案というよりも何とか寿命を延ばせるということが  
一番期待というか、そういうことだろうなと。

それからもう一つ、千葉市として3年間の千葉競輪の行く末を見ていくんですけども、  
委託を受けた方が一生懸命頑張ったと。ところが、何とか1億3,000万円は出せた  
かもしれないけれども、その先がもし見込めなくなった場合には、千葉市として、  
千葉公園全体のあり方というものも並行して考えなくちゃいけないわけですね。です  
から、今、公営ギャンブルというもの、公営競技というものが全国的に見て右肩下がり  
という凋落の一途をたどっている中であって、爆発的なことがもし提案があって、V字  
あるいはU字で回復するということは少し考えにくいので、我々としても行政を預かる  
立場からすると、それほど大きなことはなくて、3年間何とか持ちこたえるんじゃないか  
と。それをやりながら、この千葉公園全体のあり方——千葉公園全体というのは、隣に  
プールがあったり、公園体育館があったり、野球場があったり、そしてこの施設があ  
ったりという、こういう広大な資源というものがみんな老朽化していたり、非常に厳し  
い状況があるものを千葉市としてどう活用していくのかというのは並行していかなくち  
ゃいけないので、本当にすばらしいアイデアが来れば別ですけども、多分、何とか3  
年間持ちこたえるような案が来るんじゃないかなという感じがしています。

**【委員】**        その辺の方針というのは、点数の重みづけに結構影響してくる事項だと思  
いますので、十分な議論が必要だなとは思っております。

**【委員】**        この委託期間のところで、通常、一般の事業会社の視点で考えると、継続  
企業の前提がございますので、3年間のみで事業を行うというのは一般的な企業は想定  
しないということがまずありまして、この3年間の委託期間というのは、これ以上延

びること、延長規定とかそういうものはないということで、まずこれは3年限定ということですか。

【経済部長】 このたびは3年限定です。

【委員】 非常にすばらしい案が出て、今後これを続けていったほうが千葉市としても繰出金を多く獲得できるということがあったとしても、3年間なんですか。

【経済部長】 はい。一応3年間の中で2年目、26年度の上期が終わった時点である方針が出ていくと思うんですね。この3年間で多分いいだろうと。であればもう1回やろうかと。次は何年になるかわかりませんが、その見極めというものを、中間年度の上半期が終わった時点で皆様方にご審議をいただきながら、モニタリングを通してそういった案が出てくると思います。

【委員】 それは先にうたっておかなくてもよろしいんですか。

【委員】 延長の可能性はあるということですね。

【委員】 はい。延長の可能性に関しても公募要領にしっかりと記載をすべきではないかということですが、それはできないですか。

【経済部長】 それは考えていません。あくまで3年間ということで、繰り返しますけど、2年度目にまた我々と一緒に考えていきたいと思います。

【委員】 今回、発売窓口の運用であったり、機械のところであったりという非常に専門的な領域だと思いますので、そこに不備があったりとか、あるいは情報の漏えいだとか、選手の管理だとか、いろいろギャブルが絡んでいることなのでセンシティブなところがあるというふうに聞いたんですけれども、そこは運営経験のある方がやったほうがいいと思うんですね。そういう意味では、例えば今回の禁止事項ではないですけれども、一般的に株式会社が運営するときに、自分たちで全部1社で運営するというのは意外となくて、ここの部分はこの会社に委託したりとか、あの会社に委託したりとかしながらやるじゃないですか。そういう意味では、全部丸投げの再委託はだめだけれども、例えば一部機能は、受けた会社が振っていいのかとか、その辺の規約というのはありますか。例えばプロモーションに関しても自分たちで、当然、プロモーション代理店に頼むとか、いろいろあると思うんですけど、その辺の制約は。

【公営事業事務所長】 丸抱えの全委託は認めないんですけれども、例えば受託した業務の中の一部委託、例えば空調関係だとか、そういったものが、ほかで既にやっている業者、保守業者が多いんですけれども、そういったところが、例えば設備的なものもやっているわけではないので、そういうところについてはやっぱり委託をしなければいけないとか、基本的なものは、競輪を開催する投票発売だとか、そういったものは主になっていただいて、あと、こちらの資格要件の中にはやはり警備業務も含まれますので、警備業法を取得しているというのは条件に入れさせていただいております。

【委員】 何をですか。

【公営事業事務所長】 警備業務をちゃんと資格要件の中に持っている会社ということですね。

【委員】 でも、そういったものも例えば警備は警備会社に振って、機械は機械の管理会社をお願いしてとか、あとコンサル会社にそういうところはお願いするとか、何社



かにしっかり振り分けて、トータルでやるという経営の仕方もあると思うんですけど、分配しながらやっていくというところで、そのレギュレーションとかルールというのは、もう一度お願いします。

【委員長】 先ほど議題（３）のほうで、公募要領のところに、共同事業体で構成する場合という、この様式もあるんですね。

【委員】 ごめんなさい、何ページですか。

【委員長】 様式の第４号ですね。様式集の７ページが終わった後に、今度は様式１から始まって、１、２、３、４、共同事業体構成員表。

【公営事業事務所長】 資料３の公募要領、７ページが終わった後に様式が出てきますが、様式４号ですね。

【委員】 それと、この公募要領の４ページに、応募資格で、企画提案に参加できるものの形態は、単独企業または共同企業体とし、次の全ての資格要件を満たすことということで、例えば一般のイベント会社の方が、当然、この千葉競輪さんについては警備関係も委託される。そうすると、これは警備に関してガードマンを持っていえるというのは、警備業法第４条のいわゆる認定された業者でないとできない。そうすると、結果、共同企業体として申込みをされる。こういったことも想定して共同企業体でもいいですよということで千葉競輪さんが応募資格要件として満たしてみえる。

今言われたように、例えば一緒に事業関係をやられるところが、お客さんを増やすためのパートナーを、誰かいい方がみえればということで、共同で出していただくのも一向に構わないということを示唆していると思いますので。

【委員】 ちなみにそういう条件がついている項目というのは、警備と、ほかに何があるんですか。

【委員長】 警備だけです。

【公営事業事務所長】 警備業だけです、特につけてございますのは。

【委員】 なるほど。ただ、その業界固有というふうにお考えになられている部分というのはどの分野の業務領域になるんですか。発券機のメンテナンスという話ですか。

【公営事業事務所長】 現在、既存でやっている１３のうちの１０カ所が、ほとんど発券機の保守業務は委託業者がやっております。既にやっている施行者の包括委託の状況を聞くと、発券機をやっている保守業者であれば、競輪の発売形態が、まずそれが一番ですので、そういった状況がわかると。中にはそういった業者と、あと、ほかとＪＶを組んだりという業者も一部ございますけれども、そういう保守業者がやっているところが多いです。

【委員】 警備と保守の部分は業界固有の専門ということですか。

【公営事業事務所長】 はい。

【委員長】 そういった認定を受けた業者でないとできない。多分、誤解がありますのは、いわゆる競輪レースで選手については、一般のお客さんと会わせてはいけませんよとかいうような規定と、こういったものは誰がやるんだと、こういうのは専門でないかといかんんじゃないかと、こういうことを心配されて、何か資格要件が要るんじゃないかということを書いてみえると思うんです。

今、千葉市さんがこの包括委託をお願いする業者というのは、あくまでもメーンは車券を発売する側の業務で、競輪のレースをすることについては、これは、先ほど競技会という名称が出てきましたけれども、千葉市さんが競技会へ全部委託をしているんです。これは法律でそういう委託をすることになっておりますので、こういった方面は今回の包括委託の中に入っていない。この辺をちょっと混同してしまっているようですので、この辺はあくまでも競技会のほうに委託をされておりますので、これ以外の、車券を発売していかに売上を上げるかといった業務関係、当然これにはお客様がお見えですので、安全にお客様を誘導するためにガードマンも必要だろうし、それから、車券を発売するためにそういった機器も必要です。そして、その機器のメンテナンスも必要です。こういったことについても委託をしてみえる。さらにお客さんを増やすためにこういったイベントをやったらいいかとか、こういった点もお願いをしてみえるという状況の区別になっておりますので。

【委員】 わかりました。

【委員長】 ほかに何か。あと、先ほど採点基準についてもご説明があったんですけども、この辺は、配分についていかがですか。これは2ページのほうに細かく、メーンの65点の内訳が、こういうふうに配点をしてはどうかといった案が出されておりますけれども、これはまさに、委員の皆さん方にこの基準に従って配点をしていただく形になろうかと思います。

【委員】 質問なんですけれども、先ほど発券機という話がちらっと出たんですが、現行の発券機を管理されている業者さんと、あと耐用年数というんでしょうか、今回を機に全て入れかえをするのか、それとも現行のものを使えるのかといったところを教えてくださいたいんですが。

【公営事業事務所長】 現行の投票機器をそのまま使う予定です。

【委員】 メーカーはどちらですか。

【公営事業事務所長】 富士通です。

【委員】 その場合なんですけれども、こちらに応募しようとするどなたかが富士通さんとお話をして、それも含んだ額で経営について検討して応札するという考えでよろしいでしょうか。

【公営事業事務所長】 今、富士通のコンピュータを使っていますけれども、他社のコンピュータ会社の方が手を挙げた場合は、当然、他社のコンピュータ会社でも投票関係はできると思います。ただ、最終的に富士通のコンピュータを、例えば修理だとかメンテナンスするときには、例えばAというコンピュータ会社が富士通との契約で保守委託とか、そういうものの条件は出てくると思います。

【委員長】 よろしいでしょうか。

【委員】 はい、わかりました。あともう1点、先ほど委員がご懸念だった年間1億3,000万円、収益補償という部分なんですけれども、考え方を变えて、これが例えば場をお借りする金額だというような観点からいくと、競輪場の経営の中で施設会社が所有する競輪場が幾つかありまして、それはもう少し多くの率の利用料を徴収しているケースもございますので、おそらくそれほど入札に関してモチベーションが低くなるような

金額ではないのかなと。130 億とすると 1 %程度の率になりますので、それを超えていけば、逆に自分たちの実入りになるという考え方になるのかなと思います。

【委員長】       ありがとうございます。

【委員】       意見なんですけれども、一番最後の採点配分もそうですし、先ほどの警備だとか認定事業者じゃないと管理ができないとかという分野、要するに運営系の話ですよ。運営系の話と経営的によりよくしていくという話とは、僕、分けたほうがいいんじゃないかと思っています。要するに今回、例えば何社か来られたときに、まず前提に、もしかしたら本当にV字が出るとか、そういう奇跡が起こるかもしれないということを見つける、そういう会社さんを含めて、もっともっと連携した新しい形を生み出して、3年間もう一回チャレンジをしてみて、もしかしたら結果が変わるかもしれないということをやるというポリシーのもとにやっていく。結果、延命治療になったというのはもちろん仕方がないと思うんですけれども。なので包括すべきはこっちに配点比重を置いたような形にされたほうが、僕は業界のためにも、今までやられた方のためにも、ファンの方のためにもいいんじゃないかなと思います。

決して今までの運営が全てだめっていうわけじゃないじゃないですが、そこはしっかりやられたところもあるので、それはそれでしっかり尊重しながら、そこはその運営会社の選定基準とか警備会社の選定基準ですとしても、全体をしっかりと新しくイノベーションしていくというところのウエートは、本来そこに集中をして、採点配分を含めてそういう会社にどんどん声をかけて、僕らが声をかけていいのかわからないですけど、ディズニーランドがやってくれますとか、TBSがやってくれます、フジテレビがやってくれますという可能性がなくはないと思うんですよ。本当になくはないですよ。じゃあ、ラスベガスでやっているカジノ会社がやりますという可能性がなくはないですよ。で、ちゃんと下の運営、保守とかというのは既存の業界の方を使っていく。だから、ある種僕らは下のベンダーに対しても審査しますみたいな。だから、ベンダー基準と上のちゃんと管理会社の基準を分けるとか、それはやってもいいんじゃないかなと思いますけどね。

【委員長】       どうですか。

【経済部長】       まさにそういう話が出てくることを期待して委員になっていただきました。ありがとうございます。今回、この共同企業体ということでも期待をしているので、例えば単独で来ましたAさん、Bさん、TBSが来ましたと。どちらも強い部分があるけど、これをくっつける作業を我々がするかというと、ちょっとそこはできないので、平凡になってしまいますけれども、そういう共同企業体となって提案してもらえると。

今回の、まだ説明していませんけれども、採点のどこに重みを置くかというときに、100 点満点の中で一番置くところは集客・売上向上策なんですよ。どうやってこれは集客するんだと。客を増やす。どうやって売上をアップするか。つまり、1万円使っている人に、もう3,000円使わせるのかと。その作戦がなかなか有効だねとなると、必然的に売上予測というのは出てくるんですね。ですから、一番重要なのはやっぱり集客・売上向上策の作戦。2つ目に重要なのは、我々は経済部なので地元業者を使ってもら

ような計画も立ててもらわなくちゃいけない。警備については、千葉市内の企業を使うとか何かを使うとか、そういう地元企業への配慮みたいなものと、この集客・売上向上策というものにフォーカスを当てて。

【委員】 集客と運営と、運営の中に配慮することだとか、危機管理だとかという項目がくるので、まず大きく売上向上で 50、運営で 50 が妥当だと思うんです、基本的に。一般向けから考えたら。その運営という科目の中の項目、売上という項目に関してもっと細かくいろいろ考えるべきだと思います。

【委員長】 今、委員さんは、お手元のほうに採点基準書がありますがけれども、ここを盛んに今言っておみえなのは、2 の運営計画に関する項目の、細かく分かれておりますけれども、集客・売上向上策、これは満点で 15 点になっていますけれども、このウエートをもっと高めたらどうだというようなご提案ですかね。

【委員】 この切り口がいかどうかというのはちょっと議論があるんですけど、要するに運営系に関しては経費がかなり細かく書いてあるんですけど、売上系に関してはかなりざっくりした、どちらかというと販売促進のレベルのもので、ここの切り口というのはもう少し本来は増やして行って、全体で何項目におさめなければいけないという規約があるのかどうか、ちょっとわからないですけど、そこは、まずちょっと少し変えないと、何となく……。本当に共同体なり何なりでやっぱり新しい血が入ってきて、いい形で地元業者だったり、既存の業者とも連携しながらやっていくということをやられないと、そこは最後のチャンスとして僕らはそこに力を入れておつくりになられたほうが、いろいろな意味でいいんじゃないかなと思うんです。

【委員長】 どうですか。

【経済部長】 繰り返しになりますけれども、集客・売上向上策というのが一番重要なもので、今、お客様のほとんどは高齢者の方が来ていると。新たなお客様というのは、委員が先ほど言っているように、若い子たちと。そうすると、これを受けた方が、若い子向けの収益事業を行うとか、何かのイベントを行うとか、そういう一ときのイベント、それから、そこで何か収益事業を行って、別に収益を上げてしまっているとか、いろいろな切り口のものが、そういう提案する事業者から出てくることを期待していますので、ここの文面というのは、非常に狭い制約の中での提案書になっていますけれども、実際、その業者が決まった後には、先ほど説明しましたように、細部にわたってまた打ち合わせをすることになりますので、具体的にどのようなイベントをどういうふうにしてやりましょうかというようなこともありますので、まずはそういう業者を選ぶということで、この集客・売上向上策には非常に機転のきいた、パンチ力のあるような何かアイデアというものをいただけるのであれば、これはもう最高でございます。

【委員】 個々に対しての採点になるんですか、それとも共同体だった場合は、共同体トータルの点数になるんですか。

【公営事業事務所長】 共同体として提案されれば、共同体としての採点です。

【委員】 仮に、某テレビ局だとか、某エンターテインメント会社とか、そういう異業種参入があった場合、既存の業者さんとのパイプがなかったりするので、不利になる可能性があると思うんですね。結局、共同体として最初に、これが来たから一緒にやる

うよという話をつけて、企画をまとめて出すというのは相当重い作業になる。僕は、運営系の話と集客系とは分けて考えたほうがいんじゃないかなと思ったんですけどね。

逆に、ただ一部、二部みたいな形ができるんだったら、最初に集客・経営的にどうしていくのかということをもとクリアしてもらって、その上で運営ができるのかというのが、いわば実現性という、要は将来性と実現性の2時点で実現する。そしてその実現性のところでその1社ではできなかつたら、僕らが既存のできる会社さんをコーディネートして共同体化させていくとかというふうにすれば、本当にいいものができると思っているので、まずその入り口で、これ1社でフラットにやると、必然的に運営経験がないところはできないという話になってしまう。かといって、そこは運営経験のある会社がやったほうがいい部分がたくさんあると思いますので、そもそもの将来性というところとフィルターを分けたやり方とかが……。もうこれ、修正はきかないですか。

【公営事業事務所長】 いえ、これからまた協議をしますので。

【経済部長】 例えば警備会社から来ましたと。こちらからメディア会社から来ましたと。それは強みがあるんですけども、この2つを結合させるためには、我々が中間に入って、どの事業を、どちらがどういうふうにやりましょうかとやっている時間は実はないわけですね。ですから、あらかじめこの2つが、じゃあ、ここの部分はこうやってやろうよというかみ合った形で合意して応募していただかないと、これ、来年の4月からキックオフできないということがありまして。

【委員】 その説明会は、スケジュール的には、それが民間側の視点で見るとやれるぐらいのスケジュール期間ってあるんでしたっけ。12月19日。

【公営事業事務所長】 約1カ月近く、提案するまでの時間はございます。

【委員】 わかりました。

【委員長】 私から、千葉市さんをカバーするつもりはないんですけども、委員が言われるのはすばらしいアイデアで、委託のあり方についてのいいアイデアだと思いますけれども、要はそのアイデアですと、今、部分的にはもう既に一部は委託をしているわけです。例えば警備会社についても委託をし、また公金を輸送するに当たって、あるガードマン会社にも委託をしたり、いろいろやっておみえですけども、そうではなく、そういうばらばらではなくて、全てそれを包括して1つの業者に委託しようじゃないかと。それによって全てのことをやっていただいて、やっていただく中で収益が上がる方策を考えていただこうというのがこの包括委託の考え方だと私は思っていますので、その中で主になられる業者の方が、ああ、この辺はおれは弱いから——言い方は悪いんですが、おれは弱いから、メジャーの人たちとパートナーとして一緒にやろうじゃないかと。また、こういうことについてはおれは弱いから、こういうのをパートナーとしてやろうじゃないか。そのために今回公募しますよということを12月4日にインターネットで発表されて、2週間ぐらい余裕を持って皆さん方にご研究いただきたい。ご研究いただいて、応募していただきたいというのがこの趣旨になっているかと思っておりますので、この辺を今、委員が言われる内容について、事前に、こういうことを応募される業者の方にやってきていただきたいというのが考え方だと思いますけれども、いかがでしょうか。

【経済部長】 そのとおりでございます。

【委員長】　　そういう趣旨ですので、この辺はやはりひとつご理解をいただかなきゃいかんだろうと思います。

【委員】　　ばらばらなものをまとめるための包括委託ではなくて、千葉市さんがやっているところの運営のヘッドとりも含めてということですかね、今回は。千葉市さんがやっているところを委託するということですね。

【公営事業事務所長】　　全て今、千葉市が直営でやっている部分があるんですけども、千葉市の職員としてまだやらなければいけない、例えば開催日程ですとか、いろいろな関係団体の調整ですとか、市営開催で他の競輪場に場外発売をお願いする行為、そういった部分は市の職員としてやらなければいけない部分があります。ただ、それ以外に、例えば場外開催の発売ですとか、あと、市営開催ですけども、窓口に今、職員の、例えば再任用の人が何人か入っているんですけども、そういった業務も全て受託業者に一括、あと例えば清掃から警備から、いろいろな空調関係の保守点検とか、そういったものを含めて1本の、いわゆる共同体でもいいんですけども、1団体に対して一番いいところに委託をするという考え方です。

【委員】　　経費の項目の内訳は作業ベースが多いということですか。

【委員長】　　わかりましたか。もう一度。

【委員】　　作業ベースのものが多いということですか、その4億円の試算というのは。

【経済部長】　　作業ベースというか、委託の件数だけでも100本ぐらいあるわけです。

【委員長】　　それを包括するという意味ですね。

【経済部長】　　ええ。そういうのを開催するのが100人いると。そこを束ねてもらって、それは開催ということをやってもらおうと。プラスその集客までやってもらおうと、売上アップまで。という2つの要素を全部セットでやってもらおうと。非常にぜいたくなやり方の大きなものなので、かなりハードルが高いということは承知しております。

【委員長】　　よろしいですか。

【委員】　　わかりました。

【委員長】　　それでは、採点基準書、それから、3番でご説明いただいた公募要領、このいずれにしましても事務局から説明がなされた内容でもって委員の皆さん方、ご承諾いただけますでしょうか。

【委員】　　いや、いただけないです。だから、そこは直したほうがいいんじゃないですかということです。もう一度検討したほうがいいと僕は思いますけどね。

【委員長】　　基準書を変えるということは、企画提案書の中身も変えなければ……。

【委員】　　いや……。

【委員長】　　これ、連動がされておって、我々委員も採点がしやすいようにできていると私、見ているんですけども。今、委員が運営という部分と、それから、売上向上、大きく2つに分けようというのがご意見だったと思うんですけども、それで50・50がいいかどうかかわからないですけども、分けて……。

【委員】　　という話と、私の意見は、民間のモチベーションを上げるために売上のパーセントなり、違うインセンティブを設けるべきじゃないかということと、あと、やっていいこととやっちゃいけないことを整理したほうがいいんじゃないかというのが3つ、

僕の意見なので。

【委員長】 やっていけないこととか、いいことっていうのは、どんな……。

【委員】 売上を上げさせるということに対しての可能性をちゃんとつくってあげたオリエンテーションの資料にすべきだということです。

【委員長】 いや、それを提案していただきたいというのが千葉市さんの発想だと思うんです。それがわかれば千葉市さんとしては……。

【委員】 その考えを反映させた形であれば、採点配分だったり、仕事の与え方だったり、ルール決め方というのがありますから、そこは盛り込まれたほうがよいと思います。

【委員長】 それできますか。事務局のほう、ご提案内容について。

【委員】 スケジュール的にこの内容が確定しなきゃいけないのはいつまでですか。

【公営事業事務所長】 きょう皆さん方から意見をいただいた中で、再度これは見直しさせていただいて、もう一度、こういう会議を設けられるかどうかわかりませんが、委員長のほうに報告した中で皆さん方にも随時、でき上がったものを提示させていただくということで。

【委員長】 それでは、一度、委員が言われたご意見、せっかく応募される業者の方に数多く応募していただくと同時に、いい提案書が出されて、かつ我々も真剣にこの採点ができるような形をとっていただきたいというのが、ちょっと抽象論の言い方で悪いんですけども。こういう形で1回、この提案書の出し方、それと採点基準表について見直しというのか、修正をしていただくように、よろしくお願いします。

これにつきまして、また再度この委員会を開いていくというのは非常に大変でございますので、委員長一任ということでご承認いただけますか。でき上がったものについて速やかにまた各委員の皆さん方にお見せするという形でやっていきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

【委員】 集まらないで書類会話するんですか。どういうことですか。

【経済部長】 まず、会議は開催しません。各委員さんからのご意見を、時間の関係もありますので、詳しくお聞きをした上で、委員長とご相談できればというふうに思っておりますので、委員さんからの話をもう少し我々、詳しく聞かなくちゃいけないので、詳しく聞いた上で委員長さんとお話しして、その上で委員長さんのほうの裁量で確定していただければ幸いです。

【委員長】 このような段取りでやっていきたいと思いますが、いかがでしょうか。委員の言われた内容につきまして、もう一度、多分、事務局からもいろいろとご教示いただくように、またしていきたいと思っておりますので、そのときは、委員、よろしくお願いいたします。こういった内容について案をつくっていただき、私のほうとご相談いただきまして進めていきたいと思っております。こんな手順でやっていきたいと思うので、ほぼもう1カ月もないぐらいでまとめなければいけないだろうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

【委員】 いいですか、ごめんなさい。この書面の流れで、そもそも赤字になってきて売上が落ちてきていることが問題だというくだりで入ってきたので、そこに対して突

破口があるような資料になってないと、ほかの人からも多分突っ込まれてしまうと思うんです。こういうところを期待してつくっているというふうにしていかない限り、この振り方、いわば売上を上げるために、赤字が原因ですということで作動しますから、赤字脱却、売上を上げていくというところにやはり重点を置かないと、いろいろな指摘が出てくるのではないかなと思ったことを前提にお話をさせていただきました。

【委員長】 わかりました。それでは、事務局、よろしくお願いします。委員とも個別にお会いいただきまして、内容等について一度整理をしていただきまして、この提案書、それから、採点基準についても、それに見合うような形で一度修正をしていただきたいと思いますので、またその案を見せていただくということで進めていきますので、よろしくお願いいたします。

【経済部長】 わかりました。

【委員長】 それでは、大変時間も超過した格好でございますけれども、皆様方のご協力によりまして、本日の議事は一応これで全て終了ということで、ありがとうございます。それでは、事務局のほうにこの後お渡しいたしますので、よろしくお願いいたします。

【主幹】 選定スケジュールにおきまして、企画提案書の提出期限が1月18日になっておりますが、応募業者より企画提案書が提出され次第、各委員さんにお届けするようにいたしますので、内容の確認をあらかじめお願いしたいと存じます。

長時間にわたり慎重審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして第1回千葉競輪場開催業務等包括委託審査委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

問い合わせ先 千葉市経済農政局経済部公営事業事務所

TEL 043-251-7111

FAX 043-255-9909